

議員提出議案第2号

和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び和歌山県議会会議規則（昭和31年議決）第14条第2項の規定により提出します。

令和6年3月19日提出

提出者

和歌山県議会議会運営委員会

委員長 岩田弘彦

和歌山県議会議長 濱口太史様

和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例

和歌山県議会委員会条例（昭和31年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。</p>			<p>(常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。</p>		
名称	委員の定数	所管事項	名称	委員の定数	所管事項
総務委員会	7人	総務部、危機管理部及び企画部の分掌事項、会計管理者の所管事項、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	総務委員会	7人	総務部及び企画部の分掌事項、会計管理者の所管事項、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
福祉環境委員会	7人	環境生活部、共生社会推進部及び福祉保健部の分掌事項	福祉環境委員会	7人	環境生活部及び福祉保健部の分掌事項
経済警察委員会	7人	地域振興部及び商工労働部の分掌事項並びに公安委員会及び労働委員会の所管事項	経済警察委員会	7人	商工観光労働部の分掌事項並びに公安委員会及び労働委員会の所管事項
略			略		
<p>(出席の特例)</p> <p>第11条の2 委員長は、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のまん延防止のため必要があると認めるとき、又は地震、台風等による大規模な災害の発生若しくはその他やむを得ない事由のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により、<u>当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。ただし、第16条の規定により委員会を秘密会とする場合は、この限りでない。</u></p> <p>2～4 略</p>			<p>(出席の特例)</p> <p>第11条の2 委員長は、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のまん延防止のため必要があると認めるとき、又は地震、台風等による大規模な災害の発生若しくはその他やむを得ない事由のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により、<u>委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。ただし、委員会を第16条の規定により委員会を秘密会とする場合は、この限りでない。</u></p> <p>2～4 略</p>		
<p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第21条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、<u>議長</u>へ申し出なければならない。</p>			<p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第21条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、<u>その委員会</u>へ申し出なければならない。</p>		
<p>2. <u>前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会又は議長若しくは委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第25条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p>					
<p>(代理又は文書等による意見の陳述)</p> <p>第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。た</p>			<p>(代理又は文書による意見の陳述)</p> <p>第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りで</p>		

し、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)
第25条の2 略
2 略

3 参考人については、第23条（公述人の発言）、第24条（委員と公述人の質疑）及び前条（代理又は文書等による意見の陳述）の規定を準用する。

(記録)
第26条 略

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

ない。

(参考人)
第25条の2 略
2 略

3 参考人については、第23条（公述人の発言）、第24条（委員と公述人の質疑）及び前条（代理又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

(記録)
第26条 略

2 前項の記録は、議長が保管する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の和歌山県議会委員会条例第2条の総務委員会、福祉環境委員会又は経済警察委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長又は委員である者は、それぞれこの条例の施行の日に、この条例による改正後の和歌山県議会委員会条例第2条の総務委員会、福祉環境委員会又は経済警察委員会の委員長、副委員長又は委員として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、同日における旧委員会の委員長、副委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

(理由)

和歌山県部設置に関する条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項を改めるとともに、公聴会に出席して意見を述べようとする者が行う申出を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとするほか、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものであります。